東京大学大学院薬学系研究科規則

昭和４０年５月１８日
評議会可決
沿革

（目的）

第１条　この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）中、各研究科において定めるように規定されている事項及び東京大学大学院薬学系研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

２　本研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めのあるもののほか、本研究科教育会議（以下「教育会議」という。）の議を経て、これを定める。

（教育研究上の目的）

第１条の２　薬学は、医薬の創製からその適正使用までを目標とし、生命に関わる物質、及び、その生体との相互作用を対象とする学問体系である。本研究科は薬学の全ての分野において、最高水準の研究活動を行い、これに裏付けられた教育活動により、創薬科学および基礎生命科学の発展に寄与する研究者、医療行政に貢献する人材、高度医療を担う薬剤師の養成を教育・研究の目的とする。

２　各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

（学期）

第１条の３　学年を４学期に分ける。

２　各学期の期間は、学則第４１条第３項により別に定められるところによる。

（修了要件）

第２条　修士課程の修了要件は、学則第５条第１項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として１年以上在学すれば足りるものとする。

２　前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

第３条　博士後期課程の修了要件は、学則第６条第１項の定めるところによるものとし、本研究科で定めた所要科目を２０単位以上修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、特例として次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

(1)　修士課程に２年以上在学し当該課程を修了した者　１年

(2)　前条第１項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者　修士課程における在学期間を含めて　３年

２　前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

第３条の２　薬学を履修する博士課程（以下「薬学博士課程」という。）の修了要件は、学則第７条の定めるところによるものとし、本研究科で定めた所要科目を３０単位以上

修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、特例として３年以上在学すれば足りるものとする。

２　前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

（教育課程）

第４条　各専攻の授業科目の履修及び単位については、別表に定めるところによる。

２　授業科目の単位数は、講義については１５時間、演習については３０時間、実験又は実習については４５時間の授業時間をもつて１単位とする。

３　学生が標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学則第２条第７項に定めるところにより、教育会議の議を経て、これを認めることができる。

４前項の適用に関し必要な事項は、別に定める。

（履修方法）

第５条　学生は、指導教員の指示によつて授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

第６条　修士課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を履修した場合は、これを修士課程の単位とすることができる。

(1)　学部及びグローバル教育センターの科目

(2)　他の研究科又は教育部の科目

第７条　博士後期課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を履修した場合は、これを博士後期課程の単位とすることができる。

(1)　薬学部、医学部医学科又は農学部獣医学課程の科目

(2)　他の研究科又は教育部の科目

第７条の２　薬学博士課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を履修した場合は、これを薬学博士課程の単位とすることができる。

(1)　学部及びグローバル教育センターの科目

(2)　他の研究科又は教育部の科目

（他の大学の大学院又は研究所等における研究指導）

第８条　学則第１２条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

２　前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

（履修科目届及び受験届）

第９条　学生は、授業科目を履修しようとするとき、又は履修した授業科目について単位を修得しようとするときは、指定の期間内に所定の様式により届け出なければならない。

（試験）

第１０条　試験は学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員は平常の成績又は報告をもつて試験に代えることができる。
２　前項のほか、特に必要な場合は、教育会議の議を経て、追試験を行うことができる。
（学位論文）
第１１条　学生は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出するものとする。
（最終試験）
第１２条　最終試験は、所要科目及び単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。
２　最終試験の期日及び試験の方法については、あらかじめ発表する。
（学位の授与）
第１３条　修士課程の学生で学則第５条第１項に定める修了要件を満たした者には、修士（薬科学）の学位を授与する。
第１４条　博士後期課程の学生で学則第６条に定める修了要件を満たした者には、博士（薬科学）の学位を授与する。
第１４条の２　薬学博士課程の学生で学則第７条に定める修了要件を満たした者には、博士（薬学）の学位を授与する。
（入学資格）
第１５条　修士課程に入学することのできる者は、学則第１６条第１項（第８号を除く。）の定めるところによる。
２　博士後期課程に入学することのできる者は、学則第１６条第２項各号の定めるところによる。
３　薬学博士課程に入学することのできる者は、学則第１６条第３項（第８号を除く。）の定めるところによる。
４　第２項の場合において、学則第１６条第２項第７号及び第８号に規定する資格要件を認定する基準は、別に定める。
（再入学）
第１６条　修士課程、博士後期課程又は薬学博士課程を在学年限に達しないうちに退学した者で当該課程に再入学を志願するものについては、学年の初め又は学期の初めに限り、教育会議の議を経て、再入学を許可することができる。
２　再入学者は、退学前に所属した専攻に所属するものとする。
３　再入学者の修業年限等は、教育会議の議を経て、これを定める。
４　再入学者が退学前の専攻において修得した単位は、教育会議の議を経て、第２条、第３条又は第３条の２に規定する単位に算入することができる。
（大学院科目等履修生）
第１７条　学則第３１条の２に定める大学院科目等履修生の受入れについては、本研究科

において別に定める。

（特別研究学生）

第１８条　学則第３２条に定める特別研究学生の受入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

２　前項に定めるもののほか、特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

（大学院研究生）

第１９条　大学院研究生については、学則及び東京大学大学院研究生規則によるもののほか、その取扱いの細目については、本研究科において別に定める。

附　則

１　この規則は、平成８年４月１日から施行する。

２　平成８年３月３１日以前に第１種課程の修士課程又は第１種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成８年４月１日から修士課程又は博士後期課程に所属するものとする。

附　則

１　この規則は、平成８年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

１　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

１　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１６年５月１８日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

２　平成２２年３月３１日以前に分子薬学専攻、機能薬学専攻、生命薬学専攻又は統合薬学専攻の修士課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

２　平成２４年３月３１日以前に分子薬学専攻、機能薬学専攻、生命薬学専攻又は統合薬学専攻の博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成２４年６月２８日から施行する。

附　則

この規則は、平成２５年７月９日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年６月２３日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表 薬学系研究科授業科目表

沿革

東京大学大学院薬学系研究科規則

体系情報
□第３編 学務
　▽第２章 大学院

沿革情報
◆昭和４０年０５月１８日　　評議会可決
◇昭和４７年０４月０１日
◇昭和４８年０２月２０日
◇昭和４８年０４月０１日
◇昭和５１年０３月１６日
◇昭和５１年０４月２７日
◇昭和５２年０４月０１日
◇昭和５３年０４月０１日
◇昭和５５年０４月０１日
◇昭和５８年０４月０１日
◇昭和６０年０４月０１日
◇昭和６２年０４月０１日
◇平成０１年０４月０１日
◇平成０３年０４月０１日
◇平成０４年０４月０１日
◇平成０６年０４月０１日
◇平成０７年１１月２１日
◇平成０８年０４月０１日
◇平成０９年０４月０１日
◇平成１２年０４月０１日
◇平成１３年０４月０１日
◇平成１５年０４月０１日
◇平成１６年０５月１８日
◇平成１７年０３月０９日
◇平成１７年０９月０６日
◇平成１８年０２月２８日
◇平成１９年０２月２０日

◇平成２０年０３月３１日
◇平成２２年０１月２６日
◇平成２３年０２月２２日
◇平成２３年０６月０１日
◇平成２４年０２月２１日
◇平成２４年０６月２８日
◇平成２５年０７月０９日
◇平成２７年０２月１７日
◇平成２８年０６月２３日
◇平成３０年０３月０９日
◇平成３１年０２月２６日
◇令和０８年０３月１３日